

平成 28 年 3 月 31 日



広報資料

交通部の組織改正について（「安全対策課」の設置等）

～ 小型船舶海難防止対策の強化 ～

海上保安庁では、平成 25 年 10 月、交通政策審議会で答申された「船舶交通の安全・安心をめざした取組み」を第 3 次交通ビジョンと位置づけ、同ビジョンで示された目標達成に向けた施策を推進しているところ、各施策を効果的に実施するため、平成 28 年 4 月 1 日付けで、交通部の組織を改正します。

1. 概要

第一管区海上保安本部交通部の四課を再編します。各課の主な業務は次のとおりとなります。

【現行】

企画課

交通部の総合調整、海難の調査分析、沿岸域情報提供システム（MICS）の運用

安全課

海上交通法規の運用、海難の防止、船舶通航信号所（AIS）の運用

計画運用課

航路標識の運用、航路標識等の整備計画、通信施設の建設及び保守

整備課

航路標識等の建設保守

【再編後】

企画課

交通部の総合調整
航路標識等の運用

航行安全課

海上交通法規の運用、船舶通航信号所（AIS）の運用、船舶通航信号所及び管制信号所の整備計画

安全対策課

海難の調査分析、海難の防止・船舶交通安全の啓発、MICS 運用

整備課

航路標識等の整備計画・建設保守

ポイント

第 3 次交通ビジョンで示された計画目標の一つである「平成 30 年までに小型船舶における海難の 3 割減少」、長期的な目標である「2020 年代中に現在の海難隻数を半減」を達成するため、海難減少のための安全対策に関する事務を一体的に行う「安全対策課」を設置。

2. 新体制での主な取組み

一管区内においては、平成27年の海難隻数は過去最小となる109隻でしたが、小型船舶（漁船、プレジャーボート、遊漁船）の海難隻数は87隻で8割以上を占めています。引き続き第3次交通ビジョンの海難隻数の減少目標である「平成30年までに小型船舶隻数の3割減少」及び「2020年代に海難隻数の半減」を達成するため、さらに強力に海難防止対策に取り組みます。

(1) 海難減少のための取組み

- ・海難調査及び分析に基づく地域的・季節的傾向などを踏まえた戦略的な海難防止施策の企画立案及びこれに基づくMICS等による情報提供や海難防止活動等を一元的に実施
- ・海難隻数の大半を占める小型船舶の海難減少のため、関係機関及び民間ボランティアとの連携強化 など

(2) 海難の要因を取り除くための取組み

- ・きめ細かな気象通報などMICS提供情報の充実及び利用者の拡大
- ・AIS情報の利用による航行支援及び走錨防止体制の強化 など

< 第3次交通ビジョン >

船舶交通の安全・安心をめざした取組み（答申）

我が国の周辺海域では、毎年2,500隻前後の船舶事故が発生しています。

ひとたび船舶事故が発生すると、尊い人命や財産が失われるばかりでなく、我が国の経済活動や海洋環境にまで多大な影響を及ぼすことがあります。

平成25年10月、交通政策審議会で答申された「船舶交通の安全・安心をめざした取組み」では、おおむね5年間における船舶交通安全政策の方向性と具体的施策（7つの課題と3つの目標）が示されました。

海上保安庁では、この答申を「第3次交通ビジョン」と位置づけ、目標達成に向けた施策を推進して参ります。

7つの課題



1. ぶくそう海域の安全対策
2. 準ぶくそう海域の安全対策
3. 港内船舶交通の効率化・安全対策
4. 小型船舶の安全対策
5. 航路標識の整備・管理の在り方
6. 大規模災害発生時における船舶交通の安全対策
7. 戦略的技術開発

3つの目標

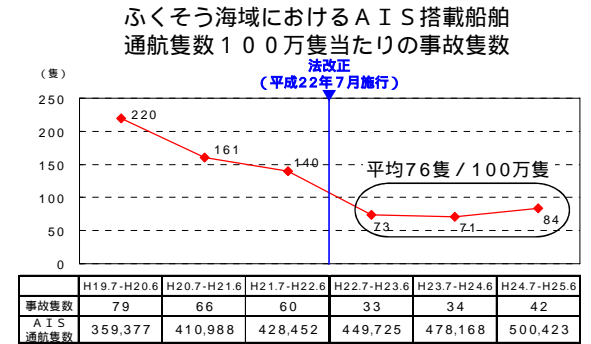
1. ぶくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準の維持
2. 港内等における衝突・乗揚事故の減少
3. 小型船舶における事故の減少

計画目標

1. ぶくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準の維持

平成22年7月の港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行以降、航路及び航路付近海域では、衝突・乗揚事故が大幅に減少しており、A I S搭載船舶の通航隻数100万隻当たり76隻以下を維持する。

注）衝突・乗揚事故：A I S搭載船舶又は総トン数100トン以上の船舶に限る



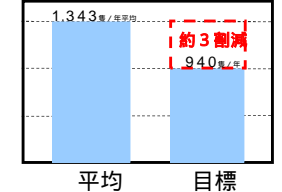
2. 港内等における衝突・乗揚事故の減少

船舶の動静監視・情報提供体制を整備する港内等において、情報提供の対象となる船舶の衝突・乗揚事故を、平成20年から24年までの年平均に対して、平成30年までに半減させる。

3. 小型船舶における事故の減少

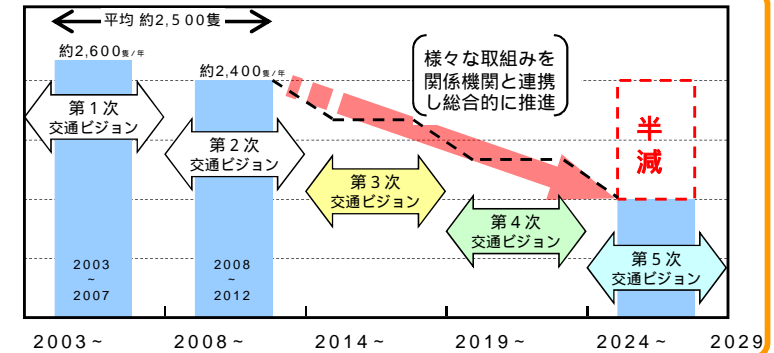
小型船舶の事故のうち、不可抗力によるものを除く約7割の事故について、平成20年から24年までの年平均1,343隻に対して、平成30年までに約3割減少させる。

小型船舶における事故の減少



長期的な目標

長期的な目標として、船舶事故の大幅な削減を目指すこととし、長期的には、2020年代中に現在の船舶事故隻数を半減させることを目指す。



【交通政策審議会海事分科会 船舶交通安全部会の設置】

毎年1回、第3次交通ビジョンに掲げた施策の実施状況の確認、次年度の施策の進め方や次期交通ビジョン策定など長期的視点に立った船舶交通安全政策の在り方を検討する。



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD



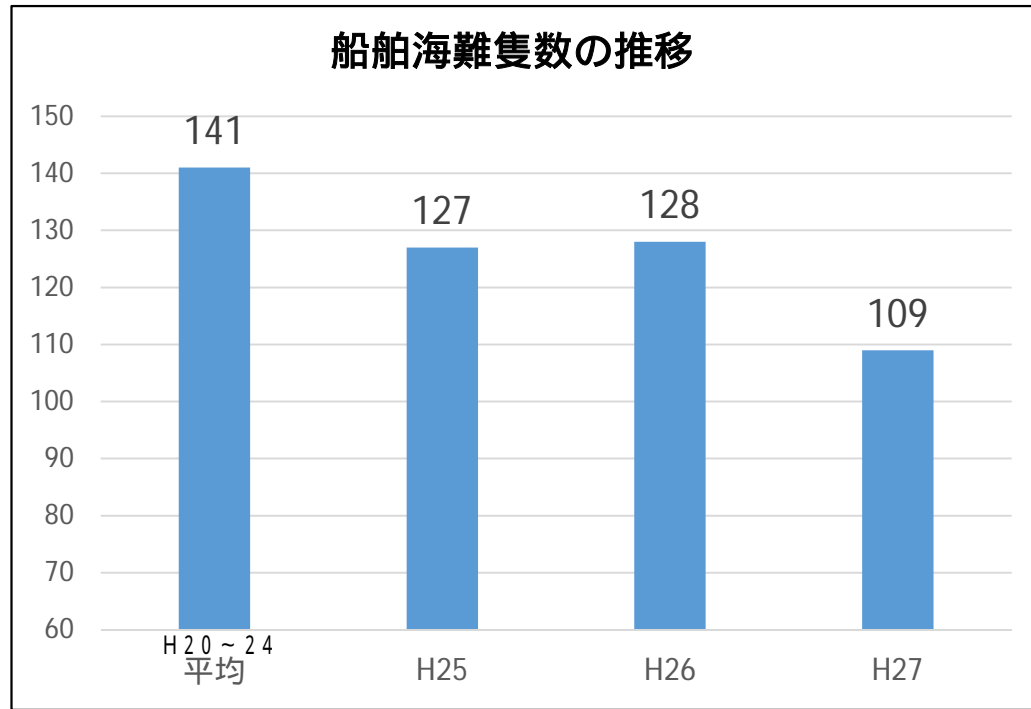
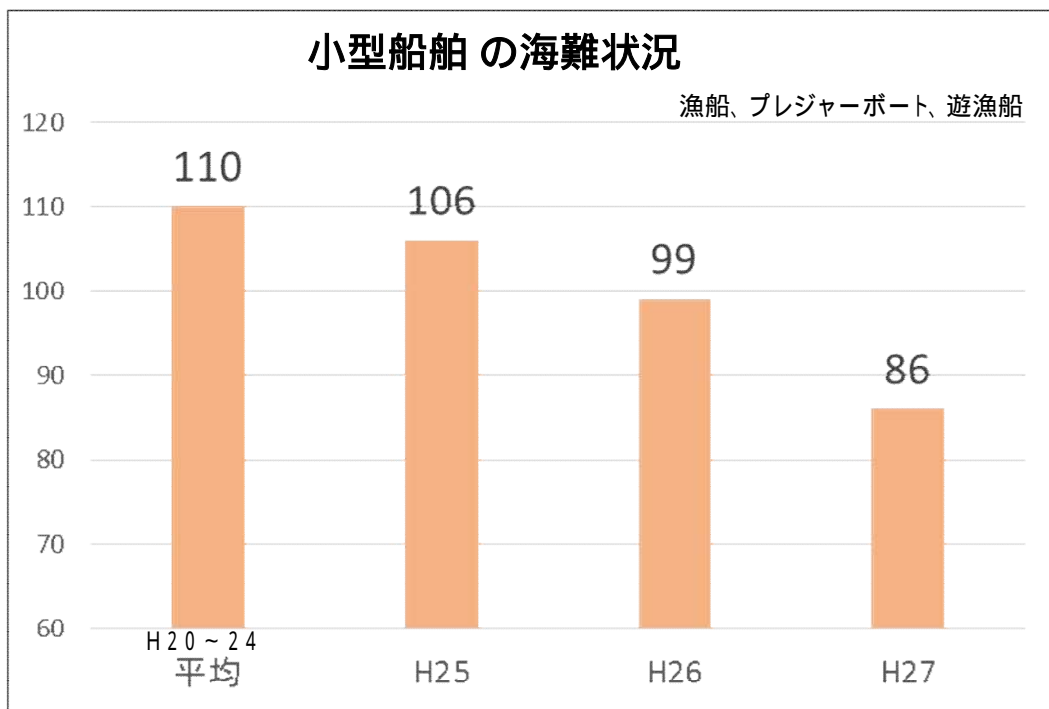
問い合わせ先

海上保安庁ホームページ

海上保安庁
交通部企画課企画調査室
電話 03-3591-6361

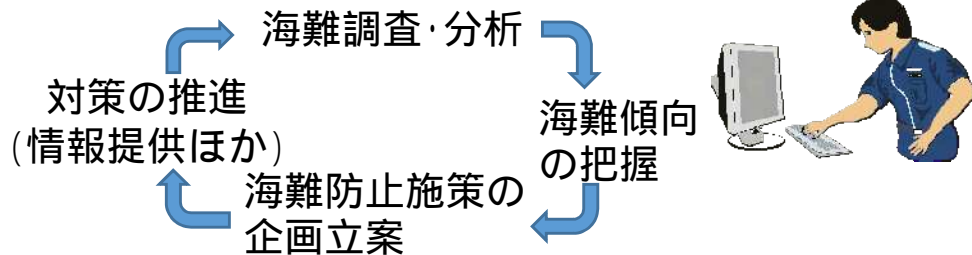
<http://www.kaiho.mlit.go.jp>

< 一管区における船舶海難の推移 >



海難減少のための取り組み

- 海難調査・指導啓発・情報提供を一元化



- 民間ボランティア（海上安全指導員等）との連携強化



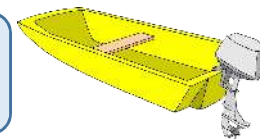
海難要因を取り除くための取り組み

- 沿岸域情報提供システム（M I C S）

情報提供内容の更なる充実
利用者の拡大



気象情報
安全情報
ライブカメラ



- A I S 情報の利用による航行支援及び走錨防止体制の強化

